


所管部課	福祉部 福祉推進課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例 規則 部課 機関	みのり福祉園				
<p>1. 要旨</p> <p>みのり福祉園の閉園による東大和市組織規則の改正に伴い、東大和市福祉事務所処務規程の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条、及び第6条中の「(園を除く。)」を削る。 <p>(2) 施行日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長決裁日 <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>みのり福祉園閉園に伴う東大和市組織規則改正について、平成28年9月14日(水)付で庁議付議済。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに起案処理することとする。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。